

【変更後】

ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設ときわ苑 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福伸会 が開設するユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設ときわ苑（以下「ホーム」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 ホームは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながら入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 ホームは、地域や家庭との結びつきを重視し、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設並びに医療・保険・福祉等の関係団体との連携を図るものとする。

3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホームときわ苑
- (2) 所在地 奥州市水沢中田町4番18号

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員を満した上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- | | | |
|------|---------|-----------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名(非常勤) |
| (3) | 介護支援専門員 | 1名 |
| (4) | 生活相談員 | 1名 |
| (5) | 介護職員 | 10名以上 |
| (6) | 看護職員 | 1名以上 |
| (7) | 栄養士 | 1名 |
| (8) | 機能訓練指導員 | 1名(兼務可) |
| (9) | 事務員 | 1名以上(基準外) |
| (10) | 調理員 | 2名以上(委託) |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、理事長かあらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら、入居者の有する能力環境等の評価を通じて入居者が自立した生活を営む上での課題を把握し【施設サービス計画書】の原案を作成し、実施状況を把握し、必要があれば計画の変更を行う。
- (4) 生活相談員は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。

- (7) 栄養士（又は管理栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
 - (8) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
 - (10) 調理員は、給食業務に従事する。
 - (11) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 2 職員は、別に定める各種マニュアルを遵守することとする。
- 3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 入居定員

(定員)

第6条 ホームの入居定員は、29名とする。

2 ホームは、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第5章 入居者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それをホーム入居者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じてホーム内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、利用契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 ホームは、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、【施設サービス計画書】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書】を基本としてサービスを提供するものとする。

(記録の整備)

第9条 ホームは、【施設サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 ホームは、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(居室及びユニット)

第10条 ホームが提供する一の居室は原則個室とし、提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、ホーム側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、3とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、おおむね10人(9人)以下とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備を備える。

2 入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴することが適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

(離床・着替え・整容等)

第 14 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 15 条 食事は、栄養及び利用者の身体の状況並びに嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

- (1) 朝食 午前 8 時 0 0 分～
- (2) 昼食 午後 0 時 0 0 分～
- (3) 夕食 午後 6 時 0 0 分以降

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2 時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低 1 日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。(また、年間を通じて、季節感あふれる元旦の御節料理、花見の松花堂弁当、敬老祭の松花堂弁当、及び季節鍋料理を、別に定める料金で提供するものとする。)

施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう支援する。

(送迎)

第 16 条 入居者の入居及び退居時には、入居者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として奥州市内とする。

(相談、援助)

第 17 条 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 入居者の心身の状況等に応じて、入居者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 19 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者が自ら希望・選択する自立

的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1 日当たりの主な日課

8 時～10 時	— 入居者各様の起床
9 時	— 朝食時間
午後 0 時～2 時	— ご希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
2 時	— 昼食時間
3 時	— ご希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
6 時～8 時	— おやつ
9 時	— 夕食時間
	— 入居者各様の自由時間、就寝

(2) 年間行事計画

原則、ユニットごとに計画し、実施することとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が行うことが困難である場合は、依頼及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。

3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介 護)

第 20 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【施設サービス計画書】にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第 21 条 毎週一回、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入居者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を行うこととする。

(理美容サービス)

第 22 条 【重要事項説明書】に記載する理美容師の来苑日に、入居者のご希望に合わせて【別紙】に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第 23 条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するもの

とする。

(栄養管理)

第 24 条 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、栄養士（または管理栄養士）、看護師、介護員等の多職種協働により行なうものとする。

2 入居者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 25 条 原則、入居者（または家族）管理であるが、やむを得ない事情がある場合は依頼と契約により別に定める料金でホームが管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第 26 条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後 2 か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、入居者又は家族と協議して定めるものとする。

(緊急時の対応)

第 27 条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入居者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第 28 条 ホームの利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、利用料の 1 割～3 割相当分と居室及び食事代、入居者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働

働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

2 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、入居開始又は入居終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

3 ホームの入居者は、月額利用料を翌月20日から月末までに、ホームには自動口座振替で支払うものとする。

第6章 ホーム利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第29条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、ホームの秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第30条 入居者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、ホームへ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第31条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第32条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第33条 入居者は生活環境の保全のため、ホーム内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持に協力する。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1) 従業者は、設備等の衛生に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

(感染症対策)

第 34 条 ホームにおいて、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 35 条 ホームは、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

ホームは、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市及び入居者の家族等に連絡する。

2 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(2) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(ホーム内の禁止行為)

第 36 条 入居者及び職員は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用したり指定場所以外での喫煙をすること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームの施設設備もしくは備品に損害を与え、またはこれらをホーム外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第 37 条 ホームは、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 38 条 ホームは、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

3 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 2 回は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

4 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

第 8 章 従事者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第 39 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協

力してホームの秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- 三 お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(従事者の質の確保)

第40条 ホームは、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第9章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第41条 ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) ホームを退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること。

(身体的拘束等)

第42条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊

急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第43条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後直ちに実施

（褥瘡対策等）

第44条 ホームは、入居者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（地域との連携）

第45条 ホームの入居資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本ホームの入居を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入居者及びその他法令により入居できる入居者とする。施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努め

る。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 46 条 利用にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(協力医療機関)

第 47 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 ホーム・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

ホームは、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(看取り介護)

第 48 条 ホームは、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第 49 条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、関係機関と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情処理)

第 50 条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告するものとする。施設は提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 ホームは、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 ホームは、提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、又は県、市職員のからの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。県、市からの指導又は助言を得た場合には、それに

従い、必要な改善を行い報告するものとする。

4 ホームはサービスに関する入居者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合にはそれに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(介護サービス情報の公表)

第51条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人福伸会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を行うものとしホーム内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(運営推進会議)

第52条 ホームが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、町内会役員、民生委員、奥州市の担当職員もしくはホームが存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、ホームのサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第10章 雑則

(委任)

第53条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第54条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人福伸会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は令和4年6月2日から施行する。

附則

この規程は令和6年3月8日から施行する。